

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です！

ひとり親家庭で生活が苦しい。どこに相談したらいいのかわからない。



子育ての悩みを聞いてほしい。ママ友や子育てサロンを探している。



引っ越したばかりで、地域のことがわからなくて不安。



ご存じですか？

民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり相談内容の秘密は守られます。

あなたの身近な相談相手

民生委員・児童委員

主任児童委員

介護サービスの種類や手続き、施設のことなど詳しく知りたい。



子どもの不登校や、いじめで悩んでいる。

ひとり暮らしで、これからの生活や災害のときなど心配。



民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤・特別職の地方公務員です。任期は3年(再任が可)で、給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、全ての民生委員は児童福祉法に基づいた児童委員でもあります。自らも地域住民の一員として地域を見守り、身近な相談相手・専門機関へのつなぎ役です。

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に受け持つ民生委員・児童委員です。担当区域を持たず、地区内の民生委員・児童委員や、学校・保育所ほか専門機関と連携しながら、子育て支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

問合せ

飯塚市民生委員児童委員協議会 事務局
(飯塚市役所 社会・障がい者福祉課内)
☎0948-22-5500 (内線 1154)

